様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　心誠会

①　□ 財団　■ 社団（□ 出資持分なし　■ 出資持分あり）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　静岡市葵区城北２９番地の１

(3) 設立認可年月日　　平成　６年　６月２４日

(4) 設立登記年月日　　平成　６年　７月　６日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	城北耳鼻咽喉科	２２１４１１１４１７	静岡県静岡市葵区城北２９番地の１	なし

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　考
なし		

(3) 収益業務　（社会医療法人又は医療法第 42 条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　類	実　施　場　所	備　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和　７年　９月２９日　　令和６年度決算の決定並びに繰越利益剰余金の処理の決定
理事並びに監事任期満了につき改選の件

令和　８年　６月２８日　　令和８年度事業計画並びに収支予算の決定及び
借入金の最高限度額の承認の件

様式2

法人名	医療法人社団　心誠会
所在地	静岡市葵区城北２９番地の１

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和　8 年　7月　31日現在）

１．資　産　額	126,436 千円
２．負　債　額	27,035 千円
３．純　資　産　額	99,401 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流　動　資　産		87,869
B　固　定　資　産		38,567
C　資　産　合　計	（A＋B）	126,436
D　負　債　合　計		27,035
E　純　資　産	（C－D）	99,401

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式3－4

法人名　医療法人社団　心誠会

所在地　静岡市葵区城北２９番地の１

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和　8年　7月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	87,869	Ⅰ 流動負債	19,226
Ⅱ 固定資産	38,567	Ⅱ 固定負債	7,809
1 有形固定資産	12,637	負債合計	27,035
2 無形固定資産	2,655	純資産の部	
3 その他の資産	23,275	科目	金額
		Ⅰ 出資金	6,000
		Ⅱ 積立金	93,401
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	99,401
資産合計	126,436	負債・純資産合計	126,436

様式4－2

法人名	医療法人社団　心誠会
所在地	静岡市葵区城北２９番地の１

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　8月　1日　　至　令和　8年　7月　31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
A　本来業務事業損益	
1　事業収益	123,415
2　事業費用	120,284
本来業務事業利益	3,131
B　附帯業務事業損益	
1　事業収益	
2　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	3,131
Ⅱ　事業外収益	610
Ⅲ　事業外費用	306
経常利益	3,435
Ⅳ　特別利益	90
Ⅴ　特別損失	
税引前当期純利益	3,525
法人税等	609
当期純利益	2,916

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

[redacted]

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　心誠会
　　理事長　小津　龍一朗　殿

私は、医療法人社団　心誠会の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　９月 20 日

医療法人社団　心誠会

監　事　　髙橋　伸　[redacted]